

資料Ⅲ－7 WTO政府調達協定適用基準額一覧

1. 我が国の基準額一覧

(1) WTO政府調達協定の基準額

区分	中央政府	地方公共団体	政府関係機関
物品	1,900万円 (13万SDR)	3,000万円 (20万SDR)	1,900万円 (13万SDR)
サービス	1,900万円 (13万SDR)	3,000万円 (20万SDR)	1,900万円 (13万SDR)
建設サービス	6億9,000万円 (450万SDR)	23億円 (1,500万SDR)	日本郵政公社を除く A群に属する機関： 23億円 (1,500万SDR) 日本郵政公社とB群 に属する機関： 6億9,000万円 (450万SDR)
設計コンサル ティングサービス	6,900万円 (45万SDR)	2億3,000万円 (150万SDR)	6,900万円 (45万SDR)

(注) 上記の邦貨換算額は、平成22年4月1日～平成24年3月31日まで適用

(2) 自主的措置上の基準額

アクション・プログラム実行推進委員会の決定による政府調達に関する自主的措置として、上記の中央政府及び政府関係機関の物品及びサービスの基準額を13万SDRから10万SDR(1,500万円)に引き下げている。

(3) 日・シンガポール新時代経済連携協定上の基準額

同協定において(1)の中央政府及び政府関係機関の物品及びサービスの基準額を13万SDRから10万SDR(1,500万円)に引下げることが約束されたことを受け、協定の発効(平成14年11月)に伴い、国内関係法令においても基準額が10万SDRへ引下げられた。

(注) 前記基準額の引下げはシンガポールに限らず全ての国籍の供給者に適用される。

2. 基準額の各国比較

(単位：千 S D R)

区分	日本	米国	E U	カナダ	韓国
中央政府					
物品	130	130	130	130	130
サービス	130	130	130	130	130
建設サービス	4,500	5,000	5,000	5,000	5,000
設計・コンサル	450	130	130	130	130
ティイングサービス					
地方公共団体	都道府県及び政令指定都市	37州	全地方自治体		9道・ソウル・5市
物品	200	355	200	355	200
サービス	200	355	200	355	200
建設サービス	15,000	5,000	5,000	5,000	15,000
設計・コンサル	1,500	355	200	355	200
ティイングサービス					
政府関係機関					
物品	130	6機関 (※1) 400	上水道、運輸 エネルギー 400	9機関 355	18機関 450
サービス	130	400	400	355	—
建設サービス	15,000 (日本郵政公社を除くA群に属する機関)	5,000	5,000	5,000	15,000
設計・コンサル	4,500 (日本郵政公社とB群に属する機関)				
ティイングサービス	450	400	400	355	450

※1 6機関のうち、2機関については、U S \$ 250,000相当の S D R を物品、サービス、及び設計・コンサルティイングサービスの基準額としている。